

介護保険制度改正に伴う事業の実施について

○平成 27 年 4 月

- (1) 第 1 号保険料の多段階化及び軽減強化
 - ① 標準段階の見直し 6 段階→9 段階
 - ② 公費による保険料軽減の強化
- (2) 有料老人ホームであるサービス付高齢者向け住宅を住所地特例への適用
すでに入所している者は対象外
- (3) 特養への入所者を要介護 3 以上の要介護者に限定
要介護 1、2 の者の対応 特例入所
厚生労働省において指針作成
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施
条例で実施日を定める場合 平成 29 年 4 月まで猶予可能

○平成 27 年 8 月

- (1) 一定以上所得者の利用者負担の見直し
1 割→2 割
新たな事務 判定及び負担割合証の発行事務
- (2) 高額介護サービス費の見直し
- (3) 特定入所者介護（予防）サービス費の見直し
 - ① 配偶者の所得の勘案
配偶者が住民税非課税者
婚姻届を提出していない事実婚も配偶者に含まれる。
 - ② 預貯金等の勘案
単身 1,000 万円以下
夫婦 2,000 万円以下

○平成 28 年 4 月

- (1) 小規模通所介護の地域密着型通所介護への移行
利用定員 18 名以下が対象
市町村運営基準等の条例制定 施行から 1 年間の経過措置あり